

# 「留学」に係る上陸基準省令の改正について

「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」（2019年6月11日文部科学省・出入国在留管理庁策定）に基づく措置（日本語教育機関認定法施行に伴う対応含む。）として、上陸基準省令の所要の改正を行うもの。

【背景】平成31年頃、一部の大学（別科等の非正規課程（注1））や専門学校の**留学生が多数行方不明となる事案が判明**。文部科学省及び出入国在留管理庁において、平成31年3月から令和元年5月にかけて実地調査を行ったところ、以下の問題点が判明。

問題点1 留学生に対する不十分な在籍管理

問題点2 不適切な入学選考等

（注1）学位課程でないもの全般を言う。

## 対応1. 「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」の策定（令和元年6月）

我が国での就労を目的とする留学生の安易な受入れは、受入機関の教育活動への支障や留学生受入れ制度の信用失墜につながることから、留学生の在籍管理の徹底について政府・大学等が一体となって対策を講じることが必要。

### 【対応方針の概要】

- 在籍管理の適正を欠く大学・専門学校等について、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止。 ⇒ 《上陸基準省令において適切な在籍管理を要件として明文化》
- 研究生・聴講生（注2）として専ら日本語教育を受けようとする者については、在留資格「留学」の付与を認めない。（注2）研究生・聴講生は省令で定められた教育機関に入学する必要がある。 ⇒ 《上陸基準省令における研究生・聴講生の要件の見直し》
- 大学の非正規課程、専門学校等（日本語教育機関を除く。）が実質的に日本語の予備教育課程として運用されないよう、入学時に高等教育機関において教育を受けるに足る日本語能力（日本語能力試験N2相当）を求めているか確認。 ⇒ 《上陸基準省令における専修学校等に入学するための日本語能力要件の見直し》
- 専ら日本語教育を行う課程（大学の別科等）に留学生が入学する場合、在留資格審査（注3）で当該課程が**文部科学大臣による認定**を受けていることを許可要件とする。 ⇒ 《上陸基準省令における専ら日本語教育を受ける者の要件の整理》

（注3） 現行の入管法令では、留学生が教育を受ける活動を行うことのできる教育機関を定めており、専修学校等（大学を除く。）が留学生を受け入れ専ら日本語教育を行う場合、教育機関が法務省告示で定められる必要がある。

## 対応2. 日本語教育機関認定法（令和5年法律第41号）の制定（令和6年4月施行）

令和5年6月に、日本語教育の水準の維持向上を図るため、大学の日本語別科・準備教育課程も含めた日本語教育を行う教育機関について、適格性を有するものにつき、**文部科学大臣が認定する制度**を創設。

## 1. 「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」への対応

※ 各種見直しに当たっては、必要に応じて経過措置を設ける

### 適切な在籍管理を要件として明文化する見直し

- 留学生を受け入れる教育機関が、受入れに必要な管理体制を整備していることを要件とする。

### 日本語教育のための研究生・聴講生の受入れを認めない見直し

- 研究生・聴講生として専ら日本語教育を受けようとする者については、上陸基準省令上、留学を認めないものとして取り扱う。

### 専修学校等に入学するための日本語能力要件の見直し

- 専修学校又は各種学校（日本語教育を行う場合を除く。）で受け入れる留学生の日本語能力要件のうち、日本語教育機関での履修歴を「6月以上」から「1年以上」に変更する。

## 2. 日本語教育機関認定法施行への対応

※ 日本語教育機関認定法の経過措置期間に合わせ、令和6年度より5年間、移行に伴う必要な措置を講じる

### 認定日本語教育機関を受入れ対象とする見直し

- 外国人が、大学、専修学校、各種学校又は各種学校に準ずる教育機関において日本語教育を受けようとする場合、当該機関が認定日本語教育機関であることを在留資格「留学」による受入れ要件とする。

(注) ここでの「日本語教育」は、日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育をいう。

### 専ら日本語教育を受ける者の要件を整理する見直し

- 認定日本語教育機関の対象となる専ら日本語教育を行う大学の別科等、専修学校専門課程及び準備教育課程で受け入れる留学生についても、上陸基準省令上、他の日本語教育機関と同様に取り扱う。

(注) これにより、一部の留学生の配偶者及び子について「家族滞在」の在留資格による入国が認められなくなるなどの影響が生じる。